

山形県告示第 308 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 4 月 8 日

山形県知事

吉村美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
東根市	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和 4 年 6 月 1 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	小田島公民館	一般社団法人 山形県計量協会	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	大富公民館		
		同 月 2 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	東郷公民館		
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	神町公民館		
		同 月 3 日	午前 10 時から 午後 3 時まで			
		同 月 6 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	東根市役所 (北側車庫)		
		天童市	同 月 7 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで		高揃公民館
			同	午後 1 時から 午後 3 時まで		山口公民館
			同 月 8 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで		津山公民館
			同 月 9 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで		天童中部公民館
同 月 10 日	午前 9 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで					
尾花沢市	同 月 15 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	尾花沢市役所車庫			
	同 月 16 日					
	同 月 17 日					
新庄市	同 月 22 日	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	新庄市役所第 2 庁舎			
	同 月 23 日					
	同 月 24 日					

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称		
鶴岡市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年7月4日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会	
		同		午後1時から 午後2時まで	加茂コミュニティセンター		
		同		午後2時30分から 午後3時30分まで	湯野浜コミュニティセンター		
		同	月5日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市農村センター		
		同	月6日	午前9時30分から 午後2時30分まで	出羽商工会本所		
		同	月7日	午前10時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟		
		同	月8日	午前9時30分から 午後2時30分まで			
		同	月11日	午前10時30分から 午後3時30分まで			
		同	月12日	午前9時30分から 午後3時30分まで			
		同	月13日	午前9時30分から 午後2時30分まで			
		金山町	同	月19日	午前10時30分から 午後2時30分まで		金山町役場
		最上町	同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで		最上町産業振興センター
		舟形町	同	月21日	午前10時30分から 午後2時30分まで		舟形町役場車庫
		真室川町	同	月22日	午前10時30分から 午後2時30分まで		真室川町中央公民館
大蔵村	同	月27日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館			
鮭川村	同	月28日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)			
戸沢村	同	月29日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場			

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
村山市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同 年8月3日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎地域市民センター	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時から 午後3時まで	戸沢地域市民センター	
		同 月4日	午前10時から 午後2時30分まで	甌葉プラザ (正面玄関前徳内広場)	
		同 月5日	午前10時から 午後2時30分まで		
三川町		同 月26日	午前11時から 午後2時30分まで	三川町公民館 (農村環境改善センター)	
庄内町		同 月29日	午前10時30分から 午後2時30分まで	庄内町狩川まちづくりセンター	
		同 月30日	午前10時30分から 午後2時30分まで	庄内町第二まちづくりセンター	
大石田町		同 年9月5日	午前10時から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫	
鶴岡市		同 月8日	午後1時から 午後3時30分まで	鼠ヶ関公民館	
		同 月9日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎	
		同 月12日	午前10時30分から 午後2時30分まで	羽黒体育センター	
		同 月13日	午前10時30分から 午後2時30分まで	藤島地域スクールバス車庫	
	同 月14日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫		
	同 月15日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎		

山形県告示第 309 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 4 月 8 日

山形県知事

吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関 の名称
鶴岡市	計量法施行令第 10 条に規定す る非自動はか り、分銅及びお もり	令和 4 年 6 月 1 日から 同 年 12 月 23 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器 の所在場所又は指定 定期検査機関が指定 する場所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				